

## 平成 26 年度 秩父広域市町村圏組合議会行政視察研修報告書

1. 視察目的 組合議会において、広域行政の先進事例として一部事務組合で水道事業を実施している組合を視察し、今後の組合議会活動上の参考とする。
  
2. 日 時 平成 26 年 8 月 26 日 (火) ・ 27 日 (水)
  
3. 視 察 先 芳賀中部上水道企業団  
白河地方広域市町村圏整備組合
  
4. 視 察 者 秩父広域市町村圏組合議会議員 16 名
 

議 長	松澤一雄	副議長	大野喜明
議 員	浅海 忠	議 員	大久保 進
議 員	木村隆彦	議 員	落合芳樹
議 員	山中 進	議 員	高野 宏
議 員	荒船 功	議 員	富田能成
議 員	若林スミ子	議 員	大澤径子
議 員	齊藤 實	議 員	新井利朗
議 員	黒澤光司	議 員	小菅高信

随 行

事務局長	森真太郎	消防長	若林利忠
議会書記長	富田豊彦	書 記	千嶋 浩

### 5. 視察概要

#### (1) 芳賀中部上水道企業団

1) 視察日時 平成 26 年 8 月 26 日 (火) 午後 1 時から 2 時 30 分

#### 2) 芳賀中部上水道企業団出席者

南雲事務局長、荒井事務局長補佐兼総務係長、柳工務係長、片岡営業係長

#### 3) 芳賀中部上水道企業団の概要

名 称	芳賀中部上水道企業団
設 立	昭和 45 年 10 月
所 在 地	栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井 1703
構成市町	益子町 人口 24,348 人 面積 89.54 km <sup>2</sup> 芳賀町 人口 16,030 人 面積 70.23 km <sup>2</sup> 市貝町 人口 12,094 人 面積 64.24 km <sup>2</sup> 広域圏計 人口 52,472 人 面積 224.01 km <sup>2</sup>
【平成 22 年国勢調査】	

#### ◇共同処理事務

1.水道事業に関する事務

#### ◇組合の組織

企業長 芳賀町長 副企業長 益子町長、市貝町長

議 会 定数 9 人 益子町 3 人 芳賀町 3 人 市貝町 3 人

職員数 17 人（うち構成市町からの派遣職員 2 人）

水道運営協議会 定数 12 人

（利用者代表 6 人（各町 2 人） 議会議員 3 人 構成町副町長 3 人）

#### ◇業務の状況（平成 25 年度末）

行政区域内人口 52,760 人

給水人口 48,484 人

給水戸数 17,054 戸

普及率 91.9%

年間総配水量 6,429,177 m<sup>3</sup>

年間総有収水量 5,081,895 m<sup>3</sup>

有収率 79.0%

給水原価 175.29 円

供給単価 174.84 円

#### 4) 広域水道事業について

##### i 水道事業統合の経緯

##### ◇旧企業団の経緯

昭和 45 年 10 月に益子町、芳賀町、市貝町の 3 町が構成団体となり設立し、昭和 46 年 3 月に栃木県知事の事業認可を受け、昭和 47 年 7 月に用水供給事業を開始した。

##### ◇構成 3 町の経緯

###### ・ 益子町の状況

昭和 34 年 4 月から水道事業を開始。昭和 62 年からは栃木県鬼怒水道用水供給事業からも受水した。（日量 3,000 m<sup>3</sup>）

###### ・ 芳賀町の状況

自然条件に恵まれていた（良質で豊富な地下水）ため水道事業の開始が遅れていたが、昭和 47 年 7 月、企業団設立と同時に全量受水で水道事業を開始。昭和 62 年からは栃木県鬼怒水道用水供給事業からも受水した。（日量 1,000 m<sup>3</sup>）

###### ・ 市貝町の状況

昭和 41 年 9 月から水道事業を開始。企業団の事業開始までは、給水制限や時間給水を行うなど慢性的な取水不足の状況であった。

##### ◇統合までの経緯

昭和 62 年度から栃木県鬼怒水道用水供給事業からも受水し、水需要

に対応してきたが、受水費や施設の拡張、改良工事等の施設整備費が増大し、財政状況は健全と言えず一般会計から多額の助成金を繰り入れ、料金高騰の抑止、あるいは利息支払い等を補っている状況であった。

そのような状況を踏まえ、企業団が水道用水供給事業から、構成町全域を給水区域とする広域水道事業を行い、将来の長期的な水需要に対処し、末端給水業務の一元化を図り、安全性、安定性、経済性を追求する水道企業体とすることについて検討するよう平成6年度に企業団監査委員から要望書が提出された。この要望を受け平成7年から企業団議会を中心に水道事業経営の調査研修を継続して実施した。

平成12年7月に企業長の政策指示により、具体的な水道事業統合に向けた検討機関として、企業団と構成3町水道事業幹部職員による末端給水協議幹事会を設置し統合のメリット、デメリットについての研究・議論を開始し、平成13年7月に広域水道事業基本構想を作成し、企業団議会及び構成町議会へ説明し、平成15年4月統合を目標とすることが了承され、平成13年12月には構成町12月議会に水道法（第6条）に基づく事業同意案を上程し可決された。

平成14年4月に構成町の水道事業が円滑に移行できるよう水道統合準備室（旧企業団職員及び構成3町から各1人派遣）を設置した。これに合わせ職員3名を採用し、末端給水の実務研修のため構成町へ派遣した。

平成14年11月28日に統合協定書を締結。

平成14年12月27日に厚生労働省から事業創設認可を受け、平成15年4月1日より3町の水道事業を統合した広域水道事業として業務を開始した。

#### ◇準備段階における課題とその対応

##### ①水道料金の調整

統合時の水道料金については、構成町ごとの現行料金とし、統合の3年後に統一料金に移行することとした。

- ・水道メーターの使用料は、統合時に廃止する。
- ・統一料金移行時まで企業団の経営の合理化と業務事務の効率化を図り、水道料金の低廉化を目指すこととした。

##### ②企業債未償還額の調整

構成町企業債未償還額及び償還計画の見直しを実施し、利子の軽減を目指すこととした。（構成町の高利率の事業債を、事業廃止に伴い全額繰り上げ償還した。）

##### ③他会計補助金及び出資金、委託費その他の格差調整

長期財政計画策定に基づき、他会計補助金及び出資金等の計画的削減と共に委託経費及び手数料等の軽減を目指すこととした。

##### ④認可変更

用水供給事業者から 3 町全域を給水区域とする水道事業体に経営の変更で、最終的な厚生労働省の認可は、創設認可となった。

#### ⑤組織及び職員構成

組織及び職員構成を再編することにより、人員の削減と事務の合理化を推進し、総経費の削減を図ることとした。

#### ⑥統合後の構成町窓口業務

利用者の利便性に配慮するため、各町役場会計課（出納室）を水道料金の取扱い窓口とする。また、水道事業相談窓口を設置した。

### ◇基本方針に定めた統合により目指す方向、効果と具体策

#### ①安全な水道水の恒久的安定供給

自己水源の確保については、町独自の水源開発は水質に恵まれた芳賀町を除く 2 町では困難となっていた。栃木県企業局からの受水量の増量という考えもあったが、当時高料金であったため、町の財政負担の増加が予想されたため、用水供給事業と末端給水事業を一元化し、効率的かつ安定的な水道水供給体制を整備することとした。

#### ②サービス向上と総経費の削減

用水供給事業と給水業務を一元化することにより、事業の効率化、業務の合理化と迅速性を追求し、職員の専門性を活かしたサービスの提供を目指すとともに、経費削減により、将来の水道料金の低廉化を目指すこととした。

#### ③構成町水道事業企業債及び補助金の将来的な削減

構成 3 町の水道事業の企業債残高は、平成 13 年度決算が 56 億 8,900 万円で、一般会計からの営業補助金は 3 町合計で 2 億 7,400 万円を受け取ることで、収支バランスを維持している状況であった。

統合後には、町が負担している補助金の削減計画を樹立し、適正な料金体系を確立し、企業債償還計画を見直し健全経営を追求することとした。

#### ④構成町の行政改革の一環としての推進

町独自では、一般行政との整合性や財政面、人事管理から見て解決することが困難な問題を、広域化により推進しようとするもので、自治体に求められている行政改革の一環として強く推し進めることとした。

## ii 水道料金の統一

### ◇水道料金統一の背景

水道事業統合に向けて締結した協定書により、統合時は構成町ごとの現行料金とし、統合 3 年後に統一料金に移行することとなっていたため、統合時には、同じ給水区域でありながら別々の料金体系であった。

統合時の基本料金を見ると益子町、芳賀町はメーター口径により料金に差があったが、市貝町はすべての口径が同一であった。

※統合時の給水料金（税込み）

町名	13mm	20mm
益子町	1,529 円	2,140 円
芳賀町	1,680 円	2,100 円
市貝町	1,575 円	1,575 円

◇料金統一の考え方

基本原則として、料金の算定に際しては、水道事業の健全な発展を可能とする効率的な経営を前提とし、適正な原価を算定し、総括原価に見合う収入確保が不可欠だが、総括原価に見合う改定を行った場合、値上げとなる構成町民に多大な影響を及ぼす恐れがあることから、現行の不均一料金を解消し、構成町を同一料金に統一することに重点を置いた。

また、出来るだけ低料金に抑えるために、構成町から合計で年額 1 億円の補助継続を依頼した。

算定期間については、料金の安定性、期間的負担の公平性、原価把握妥当性を考慮して、平成 18 年度から 22 年度までの 5 か年とした。

料金体系については、口径の大小に応じて算定され、費用負担の公平と料金体系の明確性を確保できる口径別料金体系とした。

◇平成 18 年統一当時の水道料金

平成 18 年度の改定では、料金統一を優先と考え、公共性と経済性を両立させながら水道利用者への福祉的配慮・社会変革を踏まえ、基本料金に一定水量を付与し、その範囲内の水道利用を促進するとともに、料金の低廉化を図るため 20mm 以下の小口径の基本料金を 10 m<sup>3</sup>とした。改定幅をできるだけ少なくするため 3 町の平均値を基準とした。給水戸数の 97%を占める 20mm 以下については 3 町平均より、100 円程引き下げた金額を設定した。超過料金については、現行料金で最も安価であった町を基準とし、大口利用者への影響を最小限とするよう穏やかな逡増率とした。

統一前の料金と比較して平均で 3.92%の値下げとなった。

※統合後の料金表（税込み）

口径 (mm)	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円)	従量料金				
			1~10 m <sup>3</sup>	11~30 m <sup>3</sup>	31~50 m <sup>3</sup>	51~300 m <sup>3</sup>	301 m <sup>3</sup> ~
13	10	1,470	—	168	178.5	189	210
20	10	1,785	—	168	178.5	189	210
25	—	2,730	178.5			189	210
30	—	3,255	178.5			189	210
40	—	3,780	178.5			189	210
50	—	5,460	178.5			189	210
75	—	10,080	178.5			189	210
100	—	16,800	178.5			189	210

### iii 広域水道事業の経営

#### ◇統合後の財政状況

平成 13 年度決算（旧企業団と統合前の 3 町の合計）では、当年度純利益が 66,545 千円であったが、統合初年度の平成 15 年度純利益は、構成町からの補助金も含むが 223,665 千円となった。平成 20 年度には構成町からの補助金が 90,000 千円に減額となったが、231,347 千円の利益が出ており、経費削減が図られたと考える。しかしながら、東日本大震災以降、節水式の工場や大口利用者の使用水量の減少により、水道料金が減少傾向にあり、純利益が下がってきている。

資本的収支については、事業認可に基づく第一次拡張事業を進めており、基幹施設である芳志戸浄水場の全面改良や老朽施設の更新、配水本管拡張工事など建設改良費が増大している状況であり、内部留保資金が平成 20 年度をピークに減少している。

#### ◇構成町からの営業補助金

水道事業統合から統一水道料金に移行する前年までは、平成 13 年度の水道事業補助金の 80%を助成することとなっていたため、平成 15 年度から 17 年度までの 3 年間は 219,307 千円の補助を受けた。平成 18 年度の料金統一に当たり、できるだけ低料金に抑えるため、構成町からの補助金 1 億円の継続を依頼したが、平成 20 年度以降の補助金の減額要望があり、現在は 3 町合計で 9 千万円の補助金を受けている。

#### ◇事業統合による効果

##### ①安定給水の向上

給水区域にとらわれない広域的な施設整備を一元化して推進することで、町区域を越えた配水区域の再編成や施設間の相互融通機能の強化を図れた。

また、水源や浄水場を一本化することで、水質の安全性・安定水量の確保・施設運営の安全性が図れている。

##### ②サービスの向上

水道事業に関する各種要望を休日や夜間を含め一元的に対応できることにより、特に緊急の漏水修理などは迅速に対応できている。

また、経験と知識を有した専門職員による対応が可能となることから、経常的な水道利用者との接点が生まれ、水道に対する理解を深めてもらえている。

##### ③効率的な事業運営

構成町では、水道事業に対する負担軽減が図れた。例として企業債の利息は、統合前の平成 14 年度は構成 3 町と企業団の合計で約 2 億 5 千万円であったが、平成 25 年度決算では約 5 千万円となっている。また、職員数では統合前の構成 3 町と企業団を合わせて 21 人であったが、統合後は職員定数を 18 人とし、課長及び係長級職員の削減が図れ、人件

費が削減できた。

更に重複する施設の統廃合により、専門職員による施設管理に向上、効率的な施設配置が実現され、維持管理費の削減が図れた。

## 5) 質疑応答（抜粋）

○財政状況で 20 年度と 25 年度を比べると、収支が悪化しているがその理由は、また内部留保資金が減ってきているが、その理由は。

△事業統合に伴い、第 1 次拡張事業として浄水場、大きいポンプ場 2 カ所及び配水池等の改修を行った。その事業にかなりの負担をしたためである。



○決算状況の今後の見通しについて

△当年度純利益については、減価償却費の増加、水道料金の減少等により減ってくると思う。収入が見込めないため、内部留保資金と企業債に頼らざるを得ないことから、建設をする場合は計画的な執行が不可欠となる。

○水道料金の値上げということが今後の課題となると思われるが、それについての検討は。

△平成 18 年度に料金統一を行い、算定期間 5 年ということで、平成 23 年度に料金改定を迎えたが、社会情勢が大変厳しいということもあり、計算上値上げという形であったため見送った。次回 28 年度に料金改定の時期となるが、施設改良費も増大しているため、今後の計画をきちんと精査し、料金改定の必要性も含め検討する必要がある。

○耐震管が整備されている率は。

△本管が耐震管というところであるが、実際のところ、本管整備をしている中では、耐震管にまで至っていない部分があり、既存の管で接続している。地震の際にも耐震管ではなかったが、本管に被害がなかったことや金額面もあり、既存の管で整備を進めている。

○企業団として運営していく以上、次世代への投資をするためには、ある一定の積立をしていく必要が原則と考えるが、どこもやっていないと思う。今後 20 年、30 年、50 年先の水道を上手く回すための積立についてはどう考えているのか。

△企業団設立当時、安価な料金で住民サービスをする決めた。将来的に運営が厳しくなったときには、構成町が面倒を見るという申し合わせになっている。現在補助金を 9 千万円受けているが、その際には補助金を増やすか、料金を上げるか調整をすることとなっている。

○職員の派遣等について

△平成 15 年度から基本的にはプロパーの職員で運営するというので、事務

局長のみ構成町からの派遣(2年間)で対応している。

○今後も続いていくのか。

△今後も続いていくと考えているが、統合後に8人ほどプロパー職員の採用を行っているが、今後、後継者育成や人事交流等ができるよう検討している。

○民間委託している業務は

△検針業務と夜間休日の施設管理を委託している。

○料金納入方法の割合は。

△収納関係は、口座振替が約85%、直接納付が約15%である。

○相談窓口はどこで対応しているのか、また相談内容はどこまでか。

△町の下水道担当課で対応してもらい、納付相談にも対応してもらえるよう依頼している。

○対応はどうか。

△手におえない場合は企業団に回してもらっている。連絡も密になり事務処理も早く済んでいる。

## 6) まとめ

今回、3町の水道事業を統合し広域水道事業を開始した芳賀中部上水道企業団を視察し、事業統合後の運営状況や統合による効果の説明を受けた。今後、本広域圏における水道事業広域化において、広域化のメリットが十分活かせるよう広域行政を進める上で参考としたい。

## (2) 白河地方広域市町村圏整備組合

1) 視察日時 平成26年8月27日(水) 午前9時00分から10時30分

2) 白河地方広域市町村圏整備組合出席者

小坂井事務局長、塩田用水供給課長、藤田企画財政係長、佐々木課長補佐

3) 白河地方広域市町村圏整備組合の概要について

名称	白河地方広域市町村圏整備組合
設立	昭和45年9月1日
所在地	福島県白河市立石山15番地1
構成市町	白河市 人口 62,777人 面積 305.30km <sup>2</sup> 矢吹町 人口 17,946人 面積 60.37km <sup>2</sup> 西郷村 人口 19,681人 面積 192.37km <sup>2</sup> 泉崎町 人口 6,575人 面積 35.40km <sup>2</sup> 中島村 人口 5,001人 面積 18.91km <sup>2</sup> 棚倉町 人口 14,467人 面積 159.82km <sup>2</sup> 矢祭町 人口 6,019人 面積 118.22km <sup>2</sup>



	埧町	人口	9,334人	面積	211.60 km <sup>2</sup>
	鮫川村	人口	3,683人	面積	131.30 km <sup>2</sup>
	計	人口	145,483人	面積	1,233.24 km <sup>2</sup>
【平成26年4月現在】					

#### ◇組合の組織

管理者 白河市長 代表副管理者 泉崎村長、矢祭町長  
 副管理者 矢吹町長、西郷村長、中島村長、棚倉町長、埧町長、鮫川村長  
 議 会 定数20人 白河市4人 他町村各2人  
 組 織 事務局3課7係 総務課、衛生課、用水供給課  
 消防本部3課 総務課、消防課、指令課  
 消防署3署8分署 白河消防署、棚倉消防署、矢吹消防署、  
 西郷分署、東分署、表郷分署、大信分署、  
 埧分署、鮫川分署、矢祭分署、泉崎中島分署  
 職員数232人

#### 4) 共同処理事務と負担割について

1. 組合市町村との連絡調整に関すること。  
均等割20%、人口割80%
2. 消防に関すること（消防団に関するものを除く。）。  
消防費基準財政需要額割100%
3. 救急医療運営費補助事業に関すること。  
均等割20%、人口割80%
4. 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。  
均等割20%、審査件数割80%（前々年度実績）
5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関すること。  
均等割20%、審査件数割80%（前々年度実績）
6. 情報通信ネットワークの整備及び管理並びに情報センターの設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、中島村、棚倉町、矢祭町、埧町及び鮫川村に限る。）。
  - ①ネットワーク敷設工事経費  
均等割20%、人口割40%、延長割40%(組合市町村内敷設の延長)
  - ②ネットワーク維持管理経費  
均等割20%、人口割80%
  - ③情報センターの設置、運営管理経費  
均等割20%、人口割80%

④その他前各号に該当しない経費

議決により定める。

7. 廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村及び中島村に限る。）。

①し尿処理経費

均等割 30%、利用実績割 70%

②ごみ処理経費

人口割 30%、利用実績割 35%、年間運行台数割 35%

8. 水道用水供給施設の設置及び経営に関すること（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村及び棚倉町に限る。）。

①義務的経費

白河市 33.205%

矢吹町 23.439%

西郷村 3.754%

泉崎村 17.140%

中島村 7.813%

棚倉町 14.649%

②浄水経費

白河市 31.910%

矢吹町 22.525%

西郷村 7.508%

泉崎村 16.471%

中島村 7.508%

棚倉町 14.078%

9. 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税の滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関すること。

※9 の事務は平成 26 年 10 月 1 日から組合事務局に滞納整理課を設置し、取扱うこととなるもの。

※規約に定める共同処理事務の他、以下の事務を取扱っている。

1. 白河地方土地開発公社に関すること。
2. 新白河広域観光連盟に関すること。

5) 水道用水供給事業について

i 水道用水供給施設の設置及び経営に関することを共同処理する事務に加えるまでの経緯等について

◇水道用水供給施設の設置及び経営

水道用水供給事業については、昭和 62 年 11 月に白河市と西白河郡内の 8 市町村（平成 17 年 11 月、市町村合併に伴い現在は 5 市町村）によ

り、「白河地方水道用水供給企業団」を設立し、福島県が建設する堀川ダムを水源とする水道用水供給を行うため、昭和 63 年 4 月に福島県知事から白河地方水道用水供給事業の認可を受け、堀川ダムの建設に合わせ施設整備を行った。

平成 12 年 11 月の堀川ダム竣工により、平成 13 年 4 月から圏域 8 市町村に用水供給を開始した。

その後、平成 16 年 12 月に棚倉町が加入し、用水供給圏域が現在の 6 市町村となり、1 日あたり最大 21,310 m<sup>3</sup>の供給水量となっている。なお、ダムからの取水量は、日量 22,900 m<sup>3</sup>となっている。

この用水供給事業の創設に関する総事業費は 264 億円であった。(ダム負担金を含む。)

平成 24 年 4 月 1 日白河地方広域市町村圏整備組合へ統合となり、組合に用水供給課を新設し、業務を行っている。事業内容は用水供給事業のみで、末端給水については各市町村で実施している。

#### ◇統合の目的と共同処理事務に加えるまでの経過

##### ①統合の目的

- ・効率的な組織及び事務の統合

平成 24 年 4 月 1 日に白河地方広域市町村圏整備組合、西白河地方衛生処理一部事務組合、白河地方水道用水供給企業団の統合を行った。

この 3 つの組合の代表者は白河市長であった。また、それぞれの組合に総務部門、管理部門及び財政部門があり、共通する事務があったことから、経費節減と複合的な事務処理ができる体制とした。

- ・議会並びに会議運営の簡素化・効率化

3 組合の議会については、ほとんどの場合同日に時間をずらして行うよう調整を行ってきた。また、中には重複している議員（特に議長）もいたため、会議運営の簡素化・効率化を図ることとした。

- ・一部事務組合職員の資質向上と人事交流

一部事務組合に採用されると、退職まで同じ事務を行うことが多くなることから、統合を契機に人事の流動化、資質向上並びに事務の効率化を目指すこととした。

この統合（編入合併）により、統合前には 46 人であった議員数が、20 人に減員でき、職員数も 42 人から 37 人に減員することができた。

用水供給課では当時 11 人であったが、統合時には 8 人となった。  
(総務・財政部門の統合)

##### ②統合時の問題点

- ・議員数及び議決方法

それぞれの団体の構成町数が異なっていたため、統合後の議会議

員数及び議決方法について調整を行う必要があったため、構成市町村の正副議長を中心に会議を開催し、調整してもらい 20 人とした。議決方法については、地方自治法第 287 条の 3 第 1 項の規定に基づき組合規約中に議決方法の特例について規定し、構成団体の数による否決を防ぐこととした。

※第 287 条の 3 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

### ③事務手続き等

今回の統合では、母体が白河地方広域市町村圏整備組合となったことから、知事への申請は規約変更のみとなった。

西白河地方衛生処理一部事務組合、白河地方水道用水供給企業団では、地方自治法第 288 条の規定に基づく解散議案及び同法第 289 条の規定に基づく解散に伴う財産処分について調整が必要となり、財産処分については、母体となる広域市町村圏整備組合に財産を帰属させることとし、構成市町村議会の議決を得た。

### ④事務の承継等

事務の承継については、組合規約の附則第 3 項に規定を設け、平成 24 年 4 月 1 日から衛生処理一事務組合の事務は衛生課において、水道用水企業団の事務は用水供給課で事務を承継した。

また、解散する 2 団体の決算認定については、附則第 4 項に規定を設け、白河広域において行うこととした。

## ii 水道用水供給事業の経営について

### ◇供給料金について

水道用水供給条例第 3 条に規定する 1 日の責任水量に基づき、供給料金を徴収しており、平成 17 年度から毎年 6,840 万円ほど安定的に収入している。平成 25 年度決算では、約 8,500 万円の純利益が出ている。

1 m<sup>3</sup>当たりの単価は、91.97 円で税込み 97 円弱となっている。

### ◇今後の用水供給について

設立当時、施設整備に多額の費用負担があり、現在、企業債の償還残高が元金と利息を合わせ 55 億ある。また、平成 13 年度から供給を開始していることから、既に 16 年目を迎えており、今後計画的な保守管理、修繕を行いながら施設の延命化を図っていく必要があるが、用水供給事業としては、毎日安全で安心した水を安定していくことが求められているため、その辺を踏まえ、事業を進めていく必要がある。

## 6) 質疑応答 (抜粋)

○供給区域に対し用水供給を行って、末端供給まで行っていないという説明であったが、そこまでが組合の仕事ということか。また、末端供給や

料金徴収の実施主体はどこで行うのか。

△組合の仕事は、ダムから水をいただき、水を造って各市町村のタンクに入るまでとなっている。末端供給は各市町村が実施している。

○末端給水についての今後の考え方は。

△現在のところ、末端給水は考えていない。市町村により水道料金の差が大きいことや(2,200円/20tの所と4,400円/20tの所もあり2,400円の差がある)、施設の更新状況も差があることから難しいと考えている。



○構成市町村の水道料金の格差はどれくらいか。

△一番安い所は、20tで2,200円、高い所が4,400円である。

○漏水率はどのくらいか。

△平成25年度の供給率で95.6%となっている。平成13年から開始していることから、それほどロスはない。

○その先の末端へはわからないか。

△6市町村に水を送っているが、広域で作っている21,310tは全体の約46%の供給量であり、ある村では100%広域の水に頼っていて、ある町は90%頼っている、白河市は30%程度となっており、各市町村それぞれ自己水源などを持っている。先般の東日本大震災の際は、広域の水を使っているところはだいぶ厳しかったようで、自己水源をもっているところはフル稼働したようである。危機管理上は自己水源を多少なりとも持っていた方がいいと考えている。

○滞納整理業務を統合したということだが、これに至った経緯や参考にした先進事例、統合した効果は。

△各市町村の税務課があるが、滞納整理部門はない。組合で滞納整理課を立ち上げることとなったことから、白河市に滞納対策室ができた。組合に初めて滞納整理課ができる。事業については、本年10月1日から事業実施となるため、効果はまだ表れていないが、構成市町村からすると、自分たちで取れなかった税金を組合の滞納整理課に移管するというアナウンス効果は、税収を上げられる効果になるのではないかという声もある。先進事例については、宮城県の仙南広域で滞納整理をやっており、参考にした。

○滞納整理事務を受ける決断、難しい仕事を行うこととなるがどこまで踏み込んでやるのか、また数年先に不能欠損処分を行う権限はどこにおくのか。

△構成市町村で差があるが、滞納額が全体的に増えてきている状況があり、

これを食い止める方策を検討するため、以前から県を含めた協議会を作り、検討を重ねてきたなかで、先進事例の話が出たことで、視察研修を実施し内容を聞いた。かなり難しい部分はあるが、滞納事案を広域圏で引き受けていた。ただし、難しい事案ばかり引受けると、対応ができなくなってしまうことから、事案引受の際に財産の有無や所得の有無等の審査をするそうである。それにより引き受けた事案について滞納整理を行うこととなる。滞納整理ができない場合は、構成市町村に返し、それぞれの市町村で不能欠損処分等行うこととなる。

## 7) まとめ

今回、他で行っていた事務を新たに組合の共同処理する事務とした白河地方広域市町村圏整備組合を視察し、共同処理するまでの経緯等の説明を受けた。共同処理に至った背景はその地域により様々な理由があるが、効率的な行政運営、広域行政として行うメリットを活かす点では本広域圏も同様であるので、今後の広域行政を進める上で参考としたい。